破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１８９１号
福岡市早良区室住団地74番506号
破産者　永尾　和弘
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８９２号
福岡市早良区室住団地74番506号
破産者　永尾　美幸
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８２号
福岡市博多区博多駅東３丁目４番10―503号
破産者　久保山重雄
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３８号
北海道苫小牧市北光町４丁目10番13号
破産者　島西　政治
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第５４号
北海道苫小牧市大成町１丁目１番１―702号
破産者　松田　弘司
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第６５０号
埼玉県草加市長栄町220番地１　レオパレスヴィブレⅡ―203号、旧住所埼玉県春日部市東中野1518番地28
破産者　ゴンザレス　ジェイソン　リー　クルーズ
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１８１号
横浜市港北区樽町１丁目30番33号
破産者　鈴木　　力
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５２号
新潟市中央区旭町通２番町5225番地４　レイベン旭町101号
破産者　佐藤浩太郎
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６８号
愛知県江南市中奈良町本郷東82番地
破産者　伊藤　裕二
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第７１号
京都府綾部市神宮寺町藤山３番地の２　藤山ハイツ106号
破産者　塩見　剛佑
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
兵庫県姫路市香寺町土師910番地２
破産者　岡本整骨院こと　岡本　芳郎
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８３２号
福岡県糸島市潤３丁目28番８号
破産者　植村　　久
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５０号
仙台市泉区南中山１丁目28番地の５　ハイネス南中山102、従前の住所福島県二本松市表１丁目551番地６　エスペランス表Ｅ号棟
破産者　渋谷　　勝
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第３３号
千葉県東金市下谷82番地７
破産者　窪田　孝謙
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第３９号
千葉県山武郡九十九里町片貝2636番地12
破産者　菊地まさ子
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２０８０号
神奈川県海老名市大谷北４丁目14番15―106号
破産者　中野　義陸
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５１２号
神奈川県大和市大和南２丁目８番４―206号
破産者　岡部　政代
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７６６号
横浜市南区高根町３丁目18番地８　メゾン・ド・ポワリエ602号
破産者　真霜　大助
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８３号
新潟県見附市本町２丁目６番４号
破産者　五十嵐惠夫
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係